

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から41年3月まで

申立期間の国民年金保険料は納付したはずであり、申立期間の前後の保険料を納付しているのに、申立期間の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の任意加入期間が170か月ある上、申立期間及び第3号被保険者期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間以前の昭和38年7月から40年6月までの国民年金保険料は納付済期間となっているが、申立人は、当該期間の保険料を自分で納付した記憶がないことから、当該期間の保険料は、当時、申立人と同居していた申立人の両親又は兄が納付したものと考えられる。

さらに、申立期間の直前の昭和40年4月から同年6月までの国民年金保険料は、申立人の婚姻後の同年7月2日に納付されているところ、i)申立人は、婚姻後も41年1月ごろまで実家で暮らしていたとしていること、ii)当該3か月分の保険料について、申立人とその兄の納付日が同じであることが申立人及びその兄の特殊台帳(マイクロフィルム)により確認できること、iii)申立人の国民年金手帳は41年4月1日付けで更新されているが、当該手帳は、A町で氏名が旧姓のまま作成されていること、iv)申立人の被保険者台帳のB社会保険事務所(当時)への移管が41年7月ごろに行われていることから、当該3か月分の保険料は、婚姻後に、実家のあるA町で納付されたものと考えられる。

加えて、申立人の兄に係る平成3年6月からの国民年金保険料の法定免除期

間を除き、申立人の母親及び兄は、制度発足時から国民年金に加入し、国民年金保険料をすべて納付しており、その母親及び兄の保険料の納付意識は高かったものと認められるところ、その兄は、申立期間の保険料を昭和40年9月及び同年12月に納付していることが特殊台帳で確認できることから、申立人が実家にいた41年1月ごろまで、その両親又は兄が、申立人に代わって申立期間の保険料を納付することに不自然さは無く、申立人のみ当該期間の保険料が未納であるとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年10月から38年3月まで

私の母親が、国民年金制度が発足した昭和36年4月に、A町（現在は、B市）において、私の国民年金の加入手続を行ってくれ、私が婚姻した37年3月に、母親から国民年金手帳を手渡された。その際に母親から昭和36年4月から同年9月までの国民年金保険料は納付できたが、同年10月から37年3月までの保険料は納付できなかった旨伝えられたことを記憶している。

婚姻と同時にC市へ転居し、しばらくは金銭的に困難であったため国民年金保険料を納付できなかったが、申立期間の保険料は、昭和38年春ごろに、保険料額1,800円の督促状が届いたことから一括納付したと記憶しているので、当該期間の保険料が未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は18か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、申立人の国民年金保険料に対する納付意識は高かったものと考えられる。

また、特殊台帳（マイクロフィルム）並びにC市及びD市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和45年12月にC市からD市へ転居していることが確認できるところ、申立期間に係る国民年金保険料については、C市の当該名簿においては納付の事実は確認できないものの、「転入者についての転入前の納付記録は、社会保険事務所（当時）に納付記録を確認して、当該名簿に検認記録を記載していた。」としているD市の当該名簿により納付済みと記録さ

れていることが確認できる。

さらに、申立人が一括納付したとする申立期間の国民年金保険料額の1,800円は、実際の保険料額と一致しているほか、保険料の納付意識が高かった申立人が、送付された過年度納付書により、申立期間の保険料を納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を、申立期間①は7万円、申立期間②は18万円、申立期間③は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 23 日
② 平成 16 年 12 月 21 日
③ 平成 17 年 7 月 22 日

平成 16 年 4 月 1 日から 19 年 3 月 31 日までA社に勤務したが、給与賞与明細書のとおり、申立期間①、②及び③に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、その記録が無い。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与賞与明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は平成 16 年 7 月 23 日、同年 12 月 21 日及び 17 年 7 月 22 日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、申立人から提出された申立期間①及び②に係る給与賞与明細書並びに当該事業所から提出された申立期間③に係る賃金台帳における賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額により、平成 16 年 7 月 23 日は 7 万円、同年 12 月 21 日は 18 万円、17 年 7 月 22 日は 18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、申立人のすべての申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないこと、及び申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係るすべての申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和51年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月31日から同年4月1日まで

昭和38年3月21日にA社B工場に入社し、途中転勤による異動はあったが平成16年9月30日に退職するまで継続して勤務していた。

申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落しているが、当時はA社B工場から同社本社に異動となった時期であるので、厚生年金保険被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書、雇用保険の被保険者記録及びA健康保険組合の被保険者記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和51年4月1日にA社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和51年2月の社会保険事務所（当時）の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は同保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和51年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を同資格喪失日として届け、その結果、社会

保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る同保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間①及び②に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間③における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 18 日から 46 年 8 月 31 日まで
② 昭和 46 年 10 月 5 日から 49 年 8 月 1 日まで
③ 平成 13 年 5 月から 14 年 8 月まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①及び②については脱退手当金の支給を受けているため、年金額の計算に算入されないとの回答を受けた。脱退手当金は受け取った記憶がないので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間③についてはA社でB業務を担当していたが、年金記録によると、標準報酬月額が 20 万円から 9 万 8,000 円に引き下げられているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、脱退手当金を受給していないと主張しているところ、オンライン記録によると、脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 年 4 か月後の昭和 51 年 12 月 1 日に支給決定されたこととされており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立

期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないと認められる。

- 2 申立期間③について、オンライン記録により、A社は、平成14年8月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる
ところ、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額については、同日後の15年6月3日付けで13年5月1日までさかのぼって20万円から9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、当該事業所の商業法人登記簿より、申立人は、申立期間当時、当該事業所の取締役であったことが確認できる上、「会社のすべてのB業務を一人で担当し、法人印も一人で管理していた。」と供述している。

また、申立人は、「申立期間当時、会社は厚生年金保険料を滞納していた。滞納していた保険料については、会社が厚生年金保険の加入を辞めた後の平成14年9月ごろから毎月1回5万円ぐらい現金で社会保険事務所（当時）に納めていた。最後に20万円を納めて和解した。」と供述していることから判断すると、標準報酬月額の減額訂正についても、社会保険事務所が、当該事業所の取締役であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で標準報酬月額の減額訂正処理を行ったものとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当時、当該事業所の取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 11 日から 47 年 4 月 26 日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間は脱退手当金を受給しているため年金額に算入されないとの回答があった。
脱退手当金を請求したことも、もらった覚えもないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金について、申立人は、脱退手当金を受給していないと主張しているところ、オンライン記録によると、脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 10 か月後の昭和 48 年 10 月 6 日に支給決定されたこととされており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、昭和 48 年 3 月 * 日に婚姻により改姓しているが、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名が変更されておらず、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられることから、申立人が申立期間の脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人のA社における申立期間①に係る標準報酬月額を平成10年10月から11年1月までは32万円、同年2月から同年8月までは34万円、同年9月は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 申立期間②のうち平成15年10月から17年8月までの期間については、申立人のA社における当該期間に係る標準報酬月額は、38万円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

- 3 申立期間②のうち平成17年9月から20年5月までの期間については、申立人のA社における当該期間に係る標準報酬月額の記録を17年9月から18年6月までは38万円、同年7月から19年9月までは28万円、同年10月から20年3月までは30万円、同年4月及び同年5月は28万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立人は、A社における申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間④の標準賞与額に係る記録を14万6,000円に訂正することが必要である。

- 5 申立人は、A社における申立期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間⑤の標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

- 6 申立人は、A社における申立期間⑥に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間⑥の標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

- 7 なお、事業主は、申立人に係る申立期間④、⑤及び⑥の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日：昭和38年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申立期間：① 平成10年10月1日から11年10月1日まで
② 平成15年10月1日から20年6月1日まで
③ 平成15年12月19日
④ 平成16年12月17日
⑤ 平成17年7月15日
⑥ 平成17年12月16日

申立期間①及び②について、ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料額は、実際に給与から控除された保険料額よりも低い額であるため、記録を訂正してほしい。また、申立期間③、④、⑤及び⑥について、それぞれ賞与を支給されたが、ねんきん定期便には記載されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 年金記録確認第三者委員会が行う標準報酬月額認定においては、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①について、申立人が所持する平成10年10月から11年1月までの給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額、並びに11年分給与所得の源泉徴収票において確認できる社会保険料等の金額から推認できる厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、申立期間①において、オンライン記録の標準報酬月額(20万円)に見合う厚生年金保険料額よりも高額な保険料を給与から控除されていることが認められる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、平成10年10月から11年1月までの給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額、並びに11年分給与所得の源泉徴収票において確認できる社会保険料等の金額から推認できる厚生年金保険料控除額から、10年10月から11年1月までは32万円、同年2月から同年8月までは34万円、同年9月は36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、このほかに確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間②のうち平成15年10月から17年8月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、38万円と記録されていたが、16年10月22日付けで、当該期間の記録がさかのぼって9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該処理日において当該事業所の厚生年金保険被保険者が一人（申立人及び事業主を除く。）確認できるところ、同人は、申立人と同様に当該期間に係る標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人が所持する平成15年分から17年分までの給与所得の源泉徴収票及び17年4月の給与明細書により、当該期間については、訂正前の標準報酬月額（38万円）に相当する厚生年金保険料が給与から控除されていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、平成16年10月22日付けで行われた遡^{そきゅう}及訂正処理は事実^{じじつ}に即したものと考^{かんが}え難く、15年10月1日にさかのぼって標準報酬月額の当該減額訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、申立人の同年10月から17年8月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、38万円に訂正することが必要である。

- 4 申立期間②のうち平成17年9月から20年5月までの期間について、申立人が所持する17年9月、同年11月、18年1月から20年5月までの給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（9万8,000円）より高額であることが確認できる。

また、申立人は、平成17年10月及び同年12月の給与明細書については所持していないものの、17年分給与所得の源泉徴収票により確認できる社会保険料等の金額から推認される厚生年金保険料額から判断すると、当該期間についても給与明細書により確認できる前後の月と同額の厚生年金保険料が控除されていたものと判断できる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、平成17年9月、同年12月、18年1月から20年5月までの給与明細書により確認でき

る報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額、並びに17年分給与所得の源泉徴収票において確認できる社会保険料等の金額から推認される厚生年金保険料控除額から、17年9月から18年6月までは38万円、同年7月から19年9月までは28万円、同年10月から20年3月までは30万円、同年4月及び同年5月は28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間における申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず不明であるが、給与明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

5 申立期間④について、申立人が所持する平成16年分給与所得の源泉徴収票により確認できる社会保険料等の金額は、オンライン記録で確認できる申立人の標準報酬月額（記録訂正する従前の記録である38万円）により算出した社会保険料額より1万7,014円多いことから、これに相当する社会保険料の控除が当該賞与から行われたものと推認でき、申立人の標準賞与額は、当該社会保険料額を基に算出した14万6,000円とすることが妥当である。

6 申立期間⑤について、申立人が所持する賞与明細書により、申立人は、賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の申立期間⑤の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

7 申立期間⑥について、申立人が所持する賞与明細書により、申立人は、賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の申立期間⑥の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

8 なお、事業主が申立期間④、⑤及び⑥における申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず不明であるが、当該事業所に係るオンライン記録において賞与支払届の記録が確認できない上、事業主が当該期間に係る賞与支払届を提出したにもかかわらず、社会保険事務所がいずれもこれを記録しないとは考え難いことから、事業主は当該期間に係る当該賞与の届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該期間の保険料

を納付する義務を履行していないと認められる。

- 9 申立期間③について、申立人は賞与明細書を所持しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されたか否かを確認することができない。

また、申立人が所持する平成15年分給与所得の源泉徴収票において確認できる社会保険料等の金額は、オンライン記録で確認できる申立人の標準報酬月額（15年1月から同年8月までは36万円、同年9月は38万円、同年10月から同年12月までは記録訂正する従前の記録である38万円）により算出した社会保険料額と一致することから、同年12月に賞与の支給があったとしても、厚生年金保険料は控除されていなかったものと推認でき、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんの必要性があるとは認められない。

北海道厚生年金 事案 2962

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和33年8月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年7月10日から33年8月15日まで

昭和30年11月11日から33年8月15日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が32年7月10日となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

i) 申立人が名前を挙げた二人の同僚は、「申立人とは、昭和32年7月1日から33年8月30日まで一緒にA社に勤務していた。」と述べているところ、オンライン記録によると、昭和32年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、そのうちの一人の資格喪失日は33年8月15日（当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日）であること、ii) 申立人は、オンライン記録により、申立期間中の33年6月の1か月のみ厚生年金保険被保険者であったことが確認できる者について記憶していること、iii) オンライン記録により、同社において32年1月15日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、事務を担当していたとする者は、「従業員は10人ほどであった。」と述べているところ、同社の厚生年金保険被保険者数は、それより多く、同社は従業員全員を厚生年金保険に加入させていたと思われること、iv) 上記の同僚の一人は、「申立人は、A社では、ずっとB業務の仕事をしていた。」と述べていることから判断すると、申立人は申立期間において同社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除

されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における申立人に係る昭和32年6月の社会保険事務所（当時）の記録及び申立人と同年代の同僚の標準報酬月額の推移から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は昭和33年8月15日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから確認できないが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録を行わないとは考え難いことから、事業主が32年7月10日を厚生年金保険被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月から33年7月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 2963

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年9月1日から同年11月1日まで

申立期間はA社に勤務しており、昭和47年9月1日に同社B支社から同社本社に転勤になったが、厚生年金保険の加入期間に空白期間があるのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

i) オンライン記録により、A社B支社において、申立人と同日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる者は、「私と申立人は、昭和47年9月1日にB支社から本社に転勤した。」と述べていること、ii) オンライン記録により、申立期間において同社B支社の厚生年金保険被保険者であったことが確認できる者は、「申立人は昭和47年9月にB支社から本社に転勤した。私はそのころ、C業務の応援のため本社へ行っていた。」と述べていること、iii) 47年に同社B支社から同社の他の支社に異動した記録となっていることがオンライン記録により確認できる者3人について、同社B支社における資格喪失日と異動先の支社における資格取得日は同日となっており、被保険者記録に空白期間は存在しないことから判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和47年9月1日にA社B支社から同社本社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和

47年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主も所在不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和62年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月28日から同年4月1日まで

昭和57年3月から平成元年1月までA社にC職として継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。また、年金記録では、昭和62年4月1日から63年4月1日までD社で同保険の被保険者であったことになっているが、同社には勤務したことがなく、記録の間違いである。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

i) オンライン記録により、申立期間当時、A社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者が、「申立人は、申立期間においてA社にパートのC職として継続して勤務しており、その後、夫の転勤に伴って退職するまで、途中で退職することはなかった。」と供述していること、ii) オンライン記録により、A社及びD社の両事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者が、「私は事務員であったが、当時、A社は、人材派遣会社であるD社を設立しており、A社の上司から『パート従業員をD社からの派遣とする形態にしたいので、A社の職員から同社に移籍した上で引き続きA社に勤務してほしい。』との話があり、不本意ではあったがこれに応じた。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続

して勤務し（昭和62年4月1日にA社から関連会社であるD社に移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和62年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、事業主は不明としているが、雇用保険の被保険者記録により確認できる申立人のA社における離職日及びE厚生年金基金が保管する加入員台帳により確認できる申立人のA社における加入員資格喪失日は、いずれも昭和62年3月28日であり、社会保険事務所、公共職業安定所及び同厚生年金基金のいずれもが誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人は、オンライン記録により、申立期間後に申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認できるD社には勤務したことがないと主張するが、上述のA社から同社に移籍したと供述する者が、「申立人がD社の社員となっていたことは全く知らなかった。」と供述しているほか、A社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者のうち一人が、「申立人がD社からの派遣従業員になっていたとは申立人からも聞いたことがなく、もし、そのようなことがあればC職の間でも話題になっていたはずである。」と供述している一方で、他の一人は、「D社の設立に当たって、同社の代表取締役となったA社の社長夫人が、正職員以外の者に対し、かたちだけ同社に移籍してほしい旨の働きかけを行っていたことを記憶している。」と供述していることを踏まえると、当時、A社では、申立人の同意を得ることなく、申立人をA社からD社に移籍させていたものと考えられる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和44年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年8月から45年9月までは2万2,000円、同年10月から46年8月までは2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月1日から46年9月1日まで

昭和44年8月から50年4月までB市C区にあるA社にD業務員として勤務したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録、申立人の退職及び復職に関する稟議書並びに退職及び復職に関する辞令により、申立人が、申立期間において同社（昭和45年12月31日以前は、E社）に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚二人のうち個人が特定できた一人は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、申立期間を含む昭和43年4月1日から49年3月1日まで継続して厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる上、「私は入社時から厚生年金保険に加入している。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が判明した者12人に照会したところ、このうち勤務期間に係る供述が得られた者9人については、いずれも、自身が記憶する入社時期と同保険の被保険者資格取得時

期が合致しており、ほかに当該事業所において、入社時に試用期間等を設け、採用後一定期間同保険に加入させない取扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

一方、上述の申立人の復職に係る稟議書^{りんぎ}によれば、申立人が当該事業所との何らかのトラブルにより退職し、その後本人の願いにより復職したことがうかがわれるが、前述のとおり、当時、当該事業所において試用期間等を設けていた形跡は無いことから、申立人だけが特別に試用期間扱いとされたとは考え難い上、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によれば、申立人と共に記載された4人(当該事業所に係る被保険者原票により、転勤異動者であることが確認できる者を含む。)の同資格取得日が、それぞれ昭和45年4月1日、同日、45年6月1日、同年10月15日であるところ、同通知書が提出されたのは46年9月13日であることが確認できることを踏まえると、当該事業所では、転勤異動者を含む複数の者の同資格取得届出を1年以上怠り、同日にさかのぼって届け出たものと考えられることから、これらの者と同日に同資格取得届出が行われた申立人についても同様であった可能性は否定できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上述のA社で厚生年金保険の被保険者であった者のうち、申立人とほぼ同年齢でD業務に従事していたと供述する者の同社に係る昭和44年8月から46年8月までの社会保険事務所(当時)の記録から、44年8月から45年9月までは2万2,000円、同年10月から46年8月までは2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、事業主は不明としているが、上述の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書により、事業主が昭和46年9月1日を資格取得日として届け出たことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る44年8月から46年8月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和31年5月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月17日から同年7月10日まで

昭和31年4月5日にA社に入社後、平成5年11月12日に退職するまで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。申立期間当時は、同社本社における研修期間を終えて同社B支店に配属された時期であるが、厚生年金保険料は給与から控除されていた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、A社から提出された申立人の在籍証明書及び同社の回答から、申立人は、申立期間について同社に継続して勤務し（A社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、同社の回答及び申立人の供述から判断すると、昭和31年5月17日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和31年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履

行については、事業主は、「申立期間当時から厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の届出については、異動発令日に併せて適切に行っているため、昭和31年5月17日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと考えられる。」として、申立期間に係る厚生年金保険料について納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る厚生年金保険被保険者記録は、被保険者資格取得日が平成11年2月21日、同資格喪失日が12年5月1日とされ、当該期間のうち、同年4月30日から同年5月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における被保険者資格喪失日を同年5月1日とし、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月30日から同年5月1日まで
平成11年2月から14年3月までA社に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。当時は、A社から同社C事業所（現在は、B社）に異動した時期であるが、申立期間も継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、オンライン記録において被保険者資格取得日が平成11年2月21日、同資格喪失日が12年5月1日とされていることが確認でき、当該期間のうち、同年4月30日から同年5月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、B社から提出された申立人に係る雇用保険被保険者資格喪失

確認通知書及び同資格取得確認通知書並びに同社の回答から、申立人は、A社に継続して勤務し（平成12年5月1日にA社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る平成12年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、59万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対して誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成12年4月の厚生年金保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和53年2月1日であると認められることから、申立期間①の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、19万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年11月30日から53年2月1日まで
② 昭和53年2月1日から同年8月25日まで

昭和51年3月から53年8月まで、継続して勤務しており、給与額も変わることなく支給され、その間厚生年金保険料も給与から控除されていた。

また、転籍したとされているB社は、確かにA社の関連会社ではあったが、籍が移ったことは聞いておらず、標準報酬月額が半額以下になっていることは、ねんきん定期便が届くまで知らなかった。

以上のことから、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間②について、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及びA社の複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間①において同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録により、申立人は、昭和53年2月1日にA社の関連会社であるB社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含む同社の従業員26人の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった52年12月25日の後の53年3月6日付けで、さかのぼって52年11月30日と記録されていることが確認できる。

また、A社は、商業登記簿謄本によると、昭和52年12月25日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後も法人格を有していることが確認できる上、同僚照会により、申立期間①において同社に5人以上の従業員が勤務していたことが確認できることから、同社は、申立期間①において厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、同社を適用事業所でなくする合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人は、A社の社会保険事務担当者が社会保険事務所（当時）に社会保険料の滞納処理のための交渉に行く際にC職として同行した記憶があると供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所は、申立人が昭和52年11月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、申立人に関する複数の同僚の供述から判断して、B社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した53年2月1日とすることが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和52年10月の社会保険事務所の記録から、19万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人は、昭和52年11月30日にA社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、53年2月1日に同社の関連会社であるB社の厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、同社における標準報酬月額が、当時受取っていたはずの報酬額より低いと申し立てている。

しかしながら、B社は、昭和55年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業登記簿謄本によると、同社は既に解散しており、当時の事業主の所在も不明であることから、申立人の申立期間②における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立人は申立期間②に係る給与明細書等を保有していないことから、申立人が名前を挙げた同僚3人及びB社において申立期間②に厚生年金保険の被保険者資格が確認できる7人の計10人に照会したところ、6人から回答が得られたが、いずれの者も給与明細書等を保有しておらず、申立人の申立期間②における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同様に、昭和52年11月30日にA社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、B社の厚生年金保険の被保険者資格を取得した13人の従業員は、同社における標準報酬月額が、A社における資格喪失時の標準報酬月額よりも低い額が記録されていることが確認できる。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額が^{そきゅう}遡及訂正された記録は認められず、社会保険

事務所により不適正な手続が行われた事実は認められない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から62年3月まで

私は、申立期間当時、自営業を営んでいた。最近、被保険者記録照会回答票により、国民年金の加入期間に4年間の漏れがあることに気が付いた。

申立期間の国民年金保険料は、私が納付書に現金を添えて銀行で納付したはずであり、毎年、確定申告書に支払保険料額を記載し、保険料の領収書と照合して税務署に提出していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出管理簿により、昭和51年5月ごろに夫婦連番で払い出されていること、及びA市が保管する申立人及びその妻の国民年金被保険者名簿により、昭和55年度から57年度までの国民年金保険料の納付日はすべて夫婦同一であることが確認できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は銀行で納付したはずであり、毎年、確定申告書に支払保険料額を記載し、保険料の領収書と照合して税務署に提出していたと述べているところ、申立人が所持する昭和52年から62年までの確定申告書（控）によると、毎年二人分の保険料額が記載されている。

しかしながら、申立人が所持する国民年金手帳及びA市が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和58年4月6日に国民年金被保険者資格を喪失し、62年4月1日に同資格を再取得したことが確認できる上、昭和59年度及び60年度について、A市における申立人の同被保険者名簿が見当たらないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であり、申立期間の国民年金保険料の納付書は交付されず、保険料を納付することができなかつ

たものと考えられる。

また、A市が保管する申立人及び申立人の妻の国民年金被保険者名簿により、i) 昭和62年4月の国民年金保険料の納付日について、その妻は同年5月2日であるが、申立人は同年6月2日であること、ii) 同年5月の国民年金保険料は、申立人及びその妻は、同年6月2日に一緒に納付していることが確認できることから、申立人の昭和62年度の納付書は、その妻の納付書と一緒に送付されていないものと推認できるため、申立人は継続して国民年金に加入していたものとは考え難い。

さらに、申立人が所持する確定申告書(控)には管轄税務署の收受印は無く、申立期間当時、確定申告に際し、国民年金保険料の領収証書の提示等義務付けられていなかったことから、当該確定申告書の記載のみで保険料を納付していたものとは認め難く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1796

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から51年3月まで

私が学生のころ、私の母親が私の将来のためにと昭和44年12月ごろに国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていたはずであるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年12月ごろに、20歳から国民年金に加入したと主張するが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者加入状況調査により、52年3月ごろに払い出されたものと推認できることから、国民年金の加入手続はそのころに行われたものと考えられ、その時点で申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は、昭和53年7月27日に昭和51年度の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できるところ、その当時、第3回特例納付期間(昭和53年7月から55年6月まで実施)でさかのぼって保険料を納付することができたが、申立人は特例納付を行った記憶がない。

さらに、申立人が所持する最初に交付を受けたとする年金手帳は、昭和49年11月から発行が開始された年金手帳様式であることから、国民年金の加入手続は同年以降に行われたものと考えられ、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は、76か月と長期期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当

たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1797

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から54年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から54年8月まで

私は、昭和46年12月ごろ、町内会の会計の人に勧められて国民年金に加入した。私の国民年金保険料は月1回集金に来た人に町内会費と一緒に納付していた。領収書は1年に1回スタンプを押した領収書をももらったが、現在は処分してもう無い。

申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年12月ごろ国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は国民年金被保険者台帳管理簿により、54年9月ごろ払い出されたものと確認でき、別の同手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、年1回スタンプを押した国民年金保険料の領収書を受領したとしているが、A市では、納付組織による納付の場合には、納付を受けた時点で本人に領収書を送付していたとしていることから、申立人の説明は不自然である。

さらに、申立人の所持する年金手帳により、申立人の国民年金任意加入被保険者としての資格取得年月日が申立期間後の昭和54年9月18日であり、オンライン記録及びA市が保管する国民年金被保険者名簿とも一致していることが確認できることから、申立人はこのころ加入手続を行ったものと推認でき、任意加入被保険者については、制度上、さかのぼって国民年金保険料を納付できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していることを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料が納付されたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月から同年9月まで

私は、平成13年の7月又は8月ごろに、母親と一緒にA社会保険事務所（当時）で国民年金の再加入手続を行い、母親が申立期間の保険料を同社会保険事務所の窓口で納付してくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成13年の7月又は8月ごろに、母親と一緒にA社会保険事務所で申立期間に係る国民年金の再加入手続を行った。」と述べているところ、オンライン記録により、申立人は、平成13年9月20日及び15年2月25日付けで申立期間に係る国民年金被保険者の資格取得勧奨対象者であることが確認でき、その時点で、申立人は国民年金の未加入者であることが認められることから、13年7月又は同年8月ごろに国民年金の再加入手続を行ったとする申立人の主張とは一致しない。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、申立人が20歳に到達した平成11年*月*日付けの被保険者資格取得日以外に申立期間に係る被保険者資格取得の記載は無く、ほかに申立期間に係る国民年金の再加入手続を行ったことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、国民年金の未加入期間である申立期間について、申立人の母親が保険料を納付したのとは考え難い。

さらに、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付してくれたはずとする申立人の母親は保険料の納付時期、納付場所及び納付金額などの記憶が定かでなく、具体的な状況を確認することができない。

加えて、申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から49年5月まで

私の国民年金については、昭和36年4月ごろ、夫がA町（現在は、B町）役場で加入手続を行ってくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料については、夫が月額2,000円ぐらいを納付書に現金を添えて同役場で納付してくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期については、その前後の番号の被保険者状況調査により、昭和53年1月ごろと推認でき、そのころに申立人の国民年金の任意加入手続が行われたものと考えられる上、申立期間において、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料について、「夫が月額2,000円ぐらいを納付書に現金を添えてA町役場で納付してくれたはずである。」と述べているが、i) 申立人が述べている保険料の月額と実際に納付すべき額とは相違していること、ii) 申立人には、申立期間当初の保険料を印紙で納付した記憶がないことなどから、申立人の申立内容は不自然である。

さらに、申立人は、現在オレンジ色の年金手帳を2冊所持しているが、そのほかに手帳を所持していた記憶がない上、現在所持している手帳の記録欄には「初めて被保険者となった日」が「昭和53年1月1日、任意」と記載されており、オンライン記録とも一致している。

加えて、申立人は、申立期間当時、申立人の夫がC共済組合に加入しており、国民年金の任意加入対象者であったことから、昭和53年1月ごろに国民年金

の加入手続を行った時点では、制度上、国民年金保険料を^{さかのぼ}って納付することができない上、その夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から47年12月1日まで
昭和45年12月から47年11月末まで、A市にあったB社のC事業所に勤務し、D工事に従事したが、この間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人提出の失業保険金受給者証、同僚の供述及びE社から提供された「F社請負業史」の記載内容から判断すると、申立人が申立期間当時、申立事業所の業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、申立事業所である「C事業所」の名称で厚生年金保険の適用事業所となっているものは確認できなかったが、申立期間当時、G県内で「B社」の名称がつく事業所は、「B社H支店（昭和50年3月1日の本社一括適用により厚生年金保険の適用事業所でなくなっている。）」のみであることが確認できたことから、B社及び同社G支店に照会したところ、「当社では、当時、D工事を受注したことは確認できたが、当時の資料等はないので、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況については分からない。」と回答している。

また、申立人は、申立期間当時、申立事業所で一緒に勤務していた同僚を6人記憶しており、このうち個人を特定できた同僚4人は、B社H支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）において、いずれも厚生年金保険の加入記録は確認できない上、当該4人のうち連絡が取れた一人は、「申立期間当時、私は冬期間のみ勤務し、その間は申立人と一緒

に働いた。季節雇用者であったので厚生年金保険には加入していない。」と供述しており、申立人の厚生年金保険の適用状況及び保険料控除に係る具体的な供述は得られなかった。

さらに、B社H支店に係る被保険者原票により申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できた14人に照会し、9人から回答を得られたところ、申立人を記憶している者はおらず、このうち5人（総務・人事担当者一人を含む。）は、「受注した工事は下請負事業者に発注しており、B社が現場の労務者を直接雇用することはなかった。また、同労務者を厚生年金保険に加入させることもなかった。」と述べている上、前述の同僚の供述からD工事の現場事業所の所長であったことが確認できた者（B社本社で厚生年金保険被保険者資格取得）は、「当該事業所では工事着工時から3年間ほど所長を務めた。この現場は下請負事業者を使用しており、同事業者が労務者を採用していた。元請であった当社が現場の労務者を直接雇用することはなく、工事業務の指示をすることもなかった。これらは下請負事業者が行っていたことであり、当該労務者を当社で厚生年金保険に加入させることはなかった。」と供述している。

加えて、B社H支店に係る被保険者原票を確認したが、申立人の名前は無く、一方、同原票記載の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。これは考え難い。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

なお、申立人に係る国民年金特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人は昭和37年2月から48年3月までの国民年金保険料を特例納付（国民年金法附則第18条）していることが確認でき、申立期間は同保険料納付済期間となっている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2970

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 6 月 1 日から 14 年 6 月 30 日まで
申立期間はA社に勤務し、厚生年金保険の標準報酬月額 44 万円に相当する給与を受給していたが、社会保険事務所(当時)の記録によると、標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によりA社は平成 14 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できるところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同日後の同年 7 月 12 日に 13 年 6 月 1 日までさかのぼって 44 万円から 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人が所持している平成 13 年 1 月から 14 年 5 月までの給与明細書(写し)によれば、毎月の厚生年金保険料は、訂正前の標準報酬月額に基づいて給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間及び当該減額訂正処理日の当時、オンライン記録により当該事業所の事業主であること、及び同社に係る商業法人登記簿においても代表取締役であったことが確認できる。

さらに、申立人は「健康保険料、厚生年金保険料等の滞納金額は不明であるが、平成 14 年 5 月ごろ又は同年 6 月ごろ、法人印を持参の上、経理事務の担当者として二人で社会保険事務所に出向き、保険料納入について同事務所と相談を行った。また、全喪の届出、資格喪失届及び標準報酬月額のそきゅう訂正に係る届出書に、その場で押印した記憶はないが、社会保険事務所の担当者から言われるとおりに押印したかもしれない。」と供述していることから判断すると、社会保険事務所が当該事業所の事業主である申立人の同意を得ずに、又は申立

人の一切の関与も無しに、無断で標準報酬月額の減額訂正処理を行ったものとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当時、当該事業所の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2971

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月20日から33年5月1日まで

厚生年金保険被保険者期間について照会したところ、申立期間について脱退手当金を受給しているとの回答を受けたが、脱退手当金を受け取った記憶がないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されており、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の昭和33年5月1日から約3か月後の同年8月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間当時、申立人は「再就職する考えがなかった。」と述べていることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2972

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から同年9月30日まで
平成7年4月1日から同年9月30日まで、A社に勤務していたが、厚生年金保険の加入状況を確認したところ、申立期間について加入記録が無かったので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間のうち平成7年5月10日から同年6月30日までA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は平成7年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち同年6月30日以前は適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、当該事業所に照会したところ、「当時の関係資料が残っておらず、確認できない。」との回答があり、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、平成7年5月ごろA社に入社したとする者二人のうち一人は「私は試用期間が2か月ほどあったが、平成7年7月の厚生年金保険加入前は、給与から厚生年金保険料を控除されていなかったと思う。」と述べている。

加えて、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当した日に、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者6人について、適用事業所になる前の期間における公的年金の加入記録を確認したところ、6人のうち1人は国民年金に加入し、国民年金保険料が免除となっており、ほかの5人については公的年金の加入記録が無かった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月 1 日から 54 年 10 月 1 日まで
② 昭和 55 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで

申立期間は、A社に季節雇用のB職として継続して勤務していたので、厚生年金保険料の給与からの控除の事実を確認できる資料等はないが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立期間①及び②のうち、昭和 51 年 6 月 1 日から同年 12 月 10 日までの期間、52 年 4 月 1 日から同年 12 月 5 日までの期間、53 年 4 月 1 日から同年 12 月 15 日までの期間及び 54 年 4 月 1 日から同年 12 月 20 日までの期間について、申立人は、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所は昭和 55 年 2 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会したが回答を得られないことから、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び供述を得ることができない。

また、オンライン記録によると、申立人が自分と同じB職であったとする同僚 4 人のうち 3 人は、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった形跡は無く、他の一人の当該事業所における厚生年金保険被保険者期間は、申立人と同じ昭和 54 年 10 月 1 日から 55 年 1 月 1 日までである上、当該同僚は、「私は昭和 46 年 8 月ごろから季節雇用のB職として勤務していたが、毎年 12 月で雇用関係は打ち切れ、1 月以降の冬期間は失業給付を受けていた。私が厚生年金保険に加入したのは、勤務開始から数年経過してからであり、それ以外の勤務期間は国民年金に加入していた。」と述べているところ、申立

期間①においては、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた9人（前述の同僚4人を含む。）のうちオンライン記録により所在が確認された3人（前述のB職一人を含む。）に照会したところ全員から回答が得られ、このうち昭和51年3月ごろから当該事業所が倒産するまでの間、正社員として勤務していたとする経理事務担当者は、「B職は毎年4月ごろから12月ごろまでの雇用であった。B職には月の出来高によって請負代金を支払っていたので、会社は厚生年金保険に加入させていなかったと思うし、申立人の請負代金から厚生年金保険料を控除した記憶はない。会社は昭和55年2月に倒産したので、申立人を含めB職の雇用は54年12月までであったと思う。」と述べている。

加えて、前述の同僚以外に、オンライン記録により、申立期間①及び②当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者24人に照会したところ、11人から回答が得られ、i) このうちB職として勤務していたとする4人全員が申立期間①当時から勤務していたと供述しているものの、当該事業所における厚生年金保険の被保険者期間は昭和54年4月1日又は同年5月1日から55年1月1日までであり、当該事業所における厚生年金保険の加入状況は、申立人及び前述のB職とほぼ同様であること、ii) 当該4人がそれぞれ記憶する自身の勤務期間のうち厚生年金保険に加入していない期間については、全員が国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる上、申立人も申立期間①のうち51年4月から54年9月までの期間については、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できること、iii) 当該4人のうち3人は、「厚生年金保険に加入するまでは国民年金に加入しており、請負代金から厚生年金保険料は控除されていなかった。当該事業所に勤務していたのは昭和54年12月末までである。」と述べていることから判断すると、申立期間①及び②において、申立人のみが厚生年金保険に加入し、請負代金から厚生年金保険料を控除されていたとは考え難い。

その上、申立人が申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月から 49 年 5 月まで

申立期間はA県B市にあったC社B事業所に勤務し、D業務等に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。同事業所の営業区域にはB市役所の周辺が含まれていた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間以前にA県内のC社傘下の各事業所従業員に係る社会保険事務を統括していたE社に照会したところ、C社B事業所の事業主氏名及び所在地が判明し、このことから、オンライン記録により、同事業所の厚生年金保険適用事業所名が「C社B出張所」であることが確認されたものの、事業所名簿によれば、同事業所は平成5年12月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は、同事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、同事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、その所在も不明であることから、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、申立人は、「スクーターに乗っていた女性に仕事のやり方を教えてもらった。」と供述しているが、当該事業所の被保険者名簿によれば、申立人が記憶する同人と同姓の女性が当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡は無い。

さらに、当該事業所の被保険者名簿により、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が判明した者7

人に照会したところ、回答が得られた5人は、いずれも「申立人を知らない。」と供述しており、ほかに申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

一方、当該回答者5人は、いずれも「私はF奨学生であった。」と供述しており、「F奨学生ではなかった。」と供述する申立人とは立場が異なっていたものと考えられる。

加えて、当該事業所は政府管掌健康保険適用事業所であったところ、申立人は、「B事業所から健康保険証をもらったことはなく、給料をもらっていたかどうか分からない。」と供述している。

その上、当該事業所の被保険者名簿においては、申立人の氏名は無く、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月1日から同年10月1日まで
② 昭和35年4月1日から同年10月1日まで
③ 昭和38年10月1日から39年4月1日まで
④ 昭和39年10月1日から40年4月1日まで
⑤ 昭和40年10月1日から41年4月1日まで
⑥ 昭和42年10月1日から43年4月1日まで
⑦ 昭和44年4月1日から同年10月1日まで
⑧ 昭和45年4月1日から同年10月1日まで

各申立期間は、いずれもA市B部で臨時職員として勤務し、C業務に従事した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA市B部に勤務するに至った具体的な供述内容及び複数の同僚の供述から判断すると、就職日及び退職日の特定はできないものの、申立人が申立期間中に同市で臨時職員として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和40年4月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間①、②、③及び④当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A市では、「当時の臨時職員の資料を保存していないため、申立人の勤務実態等は分からない。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人は、同僚二人の名前を挙げているが、オンライン記録によると、いずれの同僚も、各申立期間において厚生年金保険に加入した形跡が無い上、このうち一人は、「私は、申立人と一緒にA市B部に勤務した期間においては、厚生年金保険に加入しておらず、国民年金に加入し、同保険料を納付していた。」と回答している。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間⑤から⑧までの期間(当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった以降の期間)において、厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚 54 人に照会したところ、このうち 31 人から回答を得られたが、申立人の名前を記憶している者はおらず、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除をうかがわせる供述を得ることができなかった。

その上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間⑤から⑧までの期間において申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いほか、雇用保険の被保険者記録によると、すべての申立期間に申立人の当該事業所に係る加入記録は無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間③及び④における厚生年金保険の標準報酬月額の記事については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月ごろから同年 7 月ごろまで
② 昭和 29 年 4 月ごろから 30 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 48 年 4 月 7 日から 49 年 10 月 1 日まで
④ 昭和 51 年 8 月 1 日から 53 年 11 月 1 日まで

申立期間①及び②は、個人事業所のA社に勤務し、元請けのB社C事業所で厚生年金保険に加入していたが、年金記録が無かった。

申立期間③及び④は、個人事業所のD社の代表として勤務し、元請けのE社F事業所で厚生年金保険に加入していたが、標準報酬月額が実際に受給していた報酬月額よりも低額となっていた。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人のA社に勤務するに至った経緯に関する具体的な供述内容及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間①及び②にA社に勤務し、同事業所の元請け事業所のB社C事業所においてG業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、A社の事業主及び経理担当者は、既に死亡している上、申立人が厚生年金保険の適用を受けていたとするB社C事業所は、オンライン記録によると、平成9年7月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は、申立期間①の入社時の同僚5人、及び申立期間②の再入

社時の同僚1人の計6人の名前を挙げているが、オンライン記録によると、いずれの同僚も、申立期間①又は②において、厚生年金保険に加入した形跡が無い。

さらに、B社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人がA社の同僚であったとする上記5人について、申立人が記憶する当該同僚の入社時期と厚生年金保険被保険者資格の取得時期との関係をみると、入社してから5か月後から5年後に同被保険者資格を取得しており、従業員ごとに一律ではないことが確認できる。

加えて、B社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①において申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間③及び④について、申立人は、D社の代表として勤務し、同事業所の元請け事業所のE社F事業所で厚生年金保険に加入しており、両申立期間の標準報酬月額、すべて当時の最高等級であったと主張している。

しかしながら、D社の事業主である申立人は、当時の資料を保存していないとしている上、オンライン記録によると、同事業所の元請け事業所のE社F事業所は、昭和56年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、申立人の報酬月額について確認することができない。

また、E社F事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間③及び④において、標準報酬月額が遡及して訂正されるなどの不自然な点は認められない。

さらに、申立人及び申立人が名前を挙げた同僚は、D社の厚生年金保険の事務手続及び厚生年金保険料の納付について、元請け事業所のE社F事業所を通じて、事業主であった申立人が自らの判断で行っていたとしている。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、仮に、申立期間について、申立人に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知

り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間③及び④については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

北海道厚生年金 事案 2977

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 7 月ごろから 51 年 10 月ごろまで
② 昭和 51 年 11 月ごろから 53 年 2 月ごろまで

申立期間①は、A社（後にB社に名称変更）に勤務し、主にC業務に従事した。

申立期間②は、B社のD支社長が設立したE社で、C業務に従事した。

両事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の従事業務に関する具体的な供述内容及び同僚の供述から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間①中にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 55 年 5 月 13 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は、「厚生年金保険には、正社員のC業務員及び事務員を加入させており、一般のC業務員は、C業務委託契約を結んでいたことから、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた上司は、「A社には、一般のC業務員と正社員のC業務員がおり、入社当初は、一般のC業務員として採用し、一般のC業務員は厚生年金保険に加入させていなかった。その後、一般のC業務員から正社員になった者について、厚生年金保険に加入させていた。」と回答し、前述の事業主の回答と符合する上、申立人は、一般のC業務員から正社員のC業務員へ身分が変更となった記憶がない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）から、申立期間①において厚生年金保険被保険者資格が確認できる同僚9人に照会したところ、5人（申立人が名前を挙げた同僚二人を含む。）から回答を得られたが、これら同僚の中には、入社してから18か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者がいることから、申立人が、一般のC業務員から正社員のC業務員になる前に当該事業所を退職した可能性を否定できない。

加えて、上記の同僚5人からは、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができなかつた上、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、当該事業所に係る雇用保険の被保険者資格が確認できない。

その上、被保険者名簿には、申立期間①において申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

2 申立期間②について、申立人のE社に勤務するに至った経緯に関する具体的な供述内容及び複数の同僚の供述から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間②中に当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和57年11月16日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業法人登記簿謄本によると、平成元年12月3日に解散しているほか、事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の被保険者資格取得日は、昭和53年3月22日となっており、オンライン記録において確認できる申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致する。

さらに、当該事業所の取締役の一人は、「会社の設立後1年から2年は、資金的な余力が無かったので、C業務担当の従業員は順次厚生年金等社会保険に加入させていった。このため、厚生年金保険の加入時期は、従業員ごとに異なっていた。」と回答している。

加えて、当該事業所の申立期間②当時の経理担当者は、「B社（申立期間①の事業所）からE社へ移籍してきたC業務担当の従業員は、移籍と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなく、従業員ごとに順次、加入させていたため、従業員ごとに厚生年金保険の加入時期が異なっていた。また、B社からE社へ移籍したC業務担当の従業員の中には、固定給と歩合給だけで、社会保険に加入しないで、社会保険料を控除されていない者がいた。私は、経理担当者として、固定給があるのであれば、社会保険に加入させなければならないと思っていたが、実際にいつ、だれを社会保険に加入させるか

は、社長が決めていた。」と回答している。

その上、健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間②当時、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格が確認できる同僚 24 人（申立人が名前を挙げた同僚 4 人を含む。）に照会したところ、このうち 15 人から回答を得られたが、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

- 3 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2978

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 9 月から 33 年 9 月まで
② 昭和 34 年 10 月から 36 年 3 月 1 日まで

申立期間①は、A社B支店に勤務し、同社同支店のC出張所で臨時作業員及びD補助業務に従事した。

申立期間②は、E社F支店に勤務し、B事業所で臨時雇用員及び試用員として勤務した。

これら事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の従事業務に関する具体的な供述内容及び同僚の供述から判断すると、入社日及び退社日の特定はできないものの、申立人が申立期間①中においてA社B支店に勤務し、同社同支店C出張所で臨時作業員及びD補助業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、A社B支店では、「当時の資料を保存していないため、申立人の勤務実態等については分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人は、同僚6人の名前を挙げているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、このうち5人は、申立期間①において厚生年金保険被保険者資格が確認できない上、残りの一人は、厚生年金保険被保険者資格が確認できるものの、この同僚は、申立期間①当時、A社B支店C出張所の所長であったとしており、申立人とは身分が異なっている。

さらに、上記の同僚6人のうち、連絡先が確認できた3人に照会したところ、全員から回答を得られたが、いずれの同僚も、「A社B支店C出張所に臨時作業員として勤務していたが、この間、厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除されていなかった。」と回答している。

- 2 申立期間②について、申立人が所持しているE社F支店の申立人に係る人事記録から判断すると、申立人が申立期間②に同支店管内のB事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、E社F支店は、昭和38年10月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間②当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、G社は「E社は、昭和38年10月に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間②当時は、同保険の適用事業所でないため、申立人は、厚生年金保険に加入していない。また、申立人の関係資料は、保存期限を超えていることから、保存していない。」と回答している。

さらに、申立人は、申立人と同じ臨時雇用員であったとする同僚3人の名前を挙げているが、このうち二人は、姓のみしか分からず、本人の特定ができない上、残りの一人は、連絡が取れないことから供述を得ることができないほか、当該同僚は、上記被保険者名簿によると、申立期間②において厚生年金保険に加入した形跡が無い。

- 3 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2979

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 61 年 6 月から 62 年 8 月までの期間、B職として継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていた。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する昭和 62 年分の退職所得の源泉徴収票・特別徴収票及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同様、昭和 61 年 8 月 1 日に被保険者資格を喪失している者が 5 人（いずれもB職）おり、このうち、退職者一人を除く全員が同年内に当該事業所において被保険者資格を再度取得していることが確認できる。

さらに、上記 5 人に照会したところ、回答が得られた 4 人のうち 1 人は、「当時、会社から求められて健康保険証を返却した記憶がある。」と供述し、当該事業所を退職した者は、「会社から厚生年金保険の適用を継続することが難し

いので国民年金に加入してほしいと言われ、会社の先行きに不安を感じて退職した。」と供述している上、他の二人からは、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる具体的な供述を得ることができず、このうち一人については、オンライン記録により、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付済みであることが確認できることから、事業主は、当時、一部の従業員について厚生年金保険の被保険者資格を一時喪失させていたものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、給与から厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2980

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月から 54 年 6 月まで

A社のB事業所に派遣として勤務するため、昭和53年9月にC社に採用となり、翌年6月ごろに会社倒産のため退職したが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な申立内容から判断すると、申立人は申立期間において、C社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は、商業登記簿謄本によると、昭和54年10月6日に株主総会の決議により解散していることが確認でき、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は同僚の名前を一切記憶していないことから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認でき生存及び所在が確認できた9人に照会したところ、5人から回答が得られたが、いずれも、「申立人については分からず、申立人のような派遣のD業務員が厚生年金保険に加入していたかどうかについては不明である。」と供述しており、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者資格を取得していたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

さらに、当該事業所における申立人の雇用保険の加入記録は無い上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の名前は無く、一方、同名簿の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落

したとは考え難い。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2981

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月 1 日から 41 年 7 月 1 日まで

昭和 40 年 7 月 1 日から 41 年 7 月 30 日まで、A社に勤めていたが、この期間のうち 40 年 7 月から 41 年 6 月までの厚生年金保険の加入記録が無い。

A社に勤務していたことは確かなので、申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、A社は、昭和 49 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について関係資料及び供述を得ることができない。

また、オンライン記録により、申立期間当時、当該事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認でき、生存及び所在が判明した同僚 16 人に照会したところ、9 人から回答を得たが、7 人は「申立人と一緒に勤務した記憶はない。」と供述しており、残る二人からも申立人が申立期間に当該事業所で勤務していたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間に申立人の名前は無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日及び厚生年金保険記号番号の払出日は、いずれも昭和 40 年 7 月 1 日で一致していることが確認できる。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2982

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等：

氏 名： 男（死亡）
基礎年金番号：
生年月日： 昭和5年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申立期間： 昭和30年12月1日から31年10月1日まで
昭和30年12月から31年9月までA社に勤務していたが、この間の厚生年金保険被保険者記録が無いので年金記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと主張するものの、申立人が名前を挙げた同僚を含め複数の同僚は、「申立人はA社B工場に勤務していた。」と供述している。

しかしながら、上記の同僚が申立人のA社B工場に勤務していたとする期間が区々であり、申立人が同B工場に勤務していた期間を特定することができない。

また、A社B工場は、オンライン記録では昭和32年11月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記の記録も確認できず、当時の事業主も所在不明であることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況について関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、オンライン記録により、申立期間においてA社B工場で厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が判明した3人（申立人が名前を挙げた同僚一人を含む。）に照会したところ、全員から回答が得られたが、そのうちの一人は「事務処理がきちんとして行われていない会社であったので、従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と供述するとともに、いずれの者からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入について具体的な供述が得られなかった。

加えて、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月 1 日から 43 年 6 月 21 日まで

A社で昭和 41 年 6 月 1 日から 45 年 3 月 31 日まで勤務していたが、厚生年金保険被保険者の資格取得日が 43 年 6 月 21 日になっているのはおかしいので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、昭和 46 年 9 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本によると、同年 9 月 * 日に破産宣告を受けていることが確認できる上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用について、関係資料及び供述を得ることができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚 4 人及び申立期間にA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた同僚 12 人の計 16 人に照会したところ、10 人から回答が得られたが、いずれも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について、具体的な供述が得られなかった。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者記録は雇用保険の加入記録と合致している上、申立人が名前を挙げた上記同僚 4 人についても、厚生年金保険被保険者記録と雇用保険の加入記録は合致している。

なお、申立人と同姓同名で生年月日も同一であるが、読みが「B」となっている（申立人は「C」）未統合の国民年金記録が確認でき、当該記録では、申立期間は国民年金の納付済期間であり、当該未統合記録の申立期間当時の住所が申立人と同一であることから、申立人の記録と推認できる。

加えて、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。